

# 現代エジプトのファトワーにみるジェンダー意識と 法文化：婚姻と姦通を中心に

嶺 崎 寛 子

## ＜ キーワード ＞

シャリーア、エジプト、法意識、ジェンダー規範

## ＜ 要 旨 ＞

本稿では、現代エジプトのファトワー（イスラーム法学者の見解ないし鑑定）を主な資料とし、ファトワーに見られるエジプト人のジェンダー意識と、そのようなジェンダー意識を生み出す基礎となるエジプトの法文化を分析する。ファトワーはシャリーアの適用にあたって手続法としての役割を果たしている。エジプトの身分法はシャリーアに基づいており、シャリーアの一部は国家制定法の中に組み込まれている。同時にシャリーアは宗教法であり、かつ生活規範である。シャリーアのジェンダー規範はそれゆえにエジプト人の生活の細部にまで入り込み、人々の生活を規定している。

シャリーアのジェンダー規範は、夫と妻の相互の権利義務の履行、姦通の禁止等を定めている。特に姦通罪は厳罰に処せられる。これらの規範の保護法益は共同体の秩序維持であり、個人の自己決定権ではない。そこでは快樂の社会秩序に従った分配と血統の維持が最終的に目指されている。詳細な法規定により性的な事柄は公的な事柄と見なされ、共同体や家族等の管理下に置かれる。監督にはジェンダー差があり、とくに若い女性に対する監督が厳しくなされる。

姦通中傷はシャリーアの規定よりも容易になされる。それは、法適用においては姦通を推定される条件が揃えば姦通したとみなす、人々の法意識等と関わっている。そのため、人々は姦通中傷によって名誉を傷つけられ、甚大な被害を被るのを回避する必要を感じている。自分の振舞いがシャリーアに照らして合法かどうかを判断するためのファトワーが必要とされるのはそのためである。ファトワーを見る限り、ジェンダー規範はエジプト社会における社会的コミュニケーションに先立ってそのコミュニケーションを規定し、根底から支える規範である。

エジプトの人々は、神の名に基づく法規範シャリーアと、名誉概念等によって築かれている法文化に従い、かつそれに支えられて生きている。従って日本においても、彼らのジェンダーは、彼らの法文化の持つ論理構造や意味世界を踏まえた上で論じられるべきである。

### 1. はじめに

イスラーム圏を対象とする法研究はもっぱらシャリーア（イスラーム法）<sup>1)</sup>の規定そのものを研究対象とし、ムスリム個人の法意識や規範についての感覚を扱ってはこなかった。また、シャリーアが規定す

るジェンダーや、シャリーアのジェンダー規定に対する人々の態度や意識に注目した研究もほとんどなされていない。しかし法制度は社会制度の重要な一部であり、そこに組み込まれたジェンダーは社会や人々のありかたに影響を与える。社会の法意識にお

けるジェンダーの分析は、その社会を分析する上で不可欠である。

本稿では、現代エジプトのファトワー（現実の法的問題について出されるイスラーム法学上の見解ないし鑑定。法的効力は有しない [Encyclopaedia of Islam 1999]）<sup>2)</sup>を主な資料<sup>3)</sup>として、そこに見られるエジプト人のジェンダー意識と、エジプトの法文化におけるジェンダーを分析する。

## 2. シャリーアの法益

### 2-1 法としてのシャリーア

シャリーアはエジプト・アラブ共和国の制定法ではないが、国家制定法や法律など狭義の法に限定されない、広義の法として強い影響力を持っている。それはシャリーアが宗教に依拠する「神の命令」法であり、かつ1949年10月に民法典が施行されるまで [埴 1999: 13]、今日の制定法にあたる位置を占めていたためである。今日でも、エジプト憲法が「シャリーアの諸原則は立法の主要な源泉である」と規定しているように、シャリーアは制定法の重要な法源と見なされている [http://www.parliament.gov.eg 2002年11月]。

エジプトのムスリムの身分法（婚姻・親子・相続等、人の身分関係と財産関係を規律する法）はハナフィー派<sup>4)</sup>のシャリーアに基づいている。このようにシャリーアの一部は国家制定法として採用され、その中に組み込まれている<sup>5)</sup>。

次にシャリーアとファトワーの関係について以下で要約する。ファトワーはシャリーア上、法的効力は有しないとされている。しかしそれにもかかわらず、ファトワーはシャリーアの法システムの中で、シャリーアの適用にあたり、事実上手続法としての役割を果たしている。ファトワーは、何らかの問題が生じた場合に、シャリーアという原則ルールをいかに適用するかを決定する応用ルール<sup>6)</sup>であり、生活レベルで個別的にシャリーアの私的規範形成を促進する。ファトワーの分析は、実生活において、原則ルールであるシャリーアがどのように適用されているかを考える上で不可欠である。

本稿で扱うファトワーは個人の質問に対して出され、質問と回答からなっている。特に質問部分は、人々の感覚を分析する上で高い資料的価値を有している。このようなファトワーの場合は、様々な紛争

（個人の心理的葛藤も含む）の解決を促すため、シャリーアに則った解決法を提示することもその役割のひとつである。

### 2-2 シャリーアの法益

法が何を保護するかや、法に対する人々の意識は文化によって異なる。シャリーアの特徴は、宗教法であること、生活規範や倫理規範が法に包摂されていること、法の目的がイスラーム共同体(ウンマ)の形成および維持にあること、立法主体が神であること等である。文化としての法を考える場合、このようなシャリーアの特徴とシャリーアの法益を考慮することは、シャリーアの価値体系を分析する上で重要である。以下ではシャリーアの定めるジェンダー規範のうち、特に婚姻と姦通に関する個々の法規定と法構造にみられるジェンダーについて分析する。

シャリーアは成人に達し、法的能力を持つ規準の一つに性的成熟を挙げている。また、処女か非処女かが法的権利や行為能力の判断基準となる。処女の女性（理論的には未婚の女性）は父親の婚姻強制に服するが、非処女の女性（理論的には結婚経験のある女性）はそれに服さないため、処女か非処女かによって行いうる法律行為が異なる。未婚の女性の婚姻時には後見人(ワリー)を立てなければならず、女性の意思のみで後見人の許可なく執行された婚姻は無効であるとされる [Muhammad 1997a: 30]。またシャリーアにおける婚姻では、床入り完了が妻の法的権利が発生する契機であり [Wahbah 1997a: 7]、権利義務が発生するか否かを審議する上で、性交の有無が法的に重要になる。

法的に定められた夫の義務は婚資(マフル)の支払い、衣食住を含む妻の扶養(妻の待婚期間および離婚後の授乳期間を含む)であり、夫の権利は妻に対する懲戒権、離婚権、性交要求権、妻が婚家から出るのを禁ずる権利、旅に妻を同伴させる権利、授乳を禁じる権利(シャーフイー派のみ)、推奨された断食を禁じる権利、別の妻を娶る権利 [柳橋、2001: 256]である。断食を禁じる権利が夫にあるのは、断食中は性交が禁じられているため、断食が夫の性交要求権を侵害するからである [Muhammad 1997b: 567]。授乳の禁止も、授乳中は性交が事実上不可能になるためと説明される [柳橋 2001: 256]。夫の権利のうち懲戒権と離婚権を除く権利が、夫の



性交要求権の保護を目的としていることは注目に値する。

妻の権利は、扶養請求権、一定期間妻の下で過ごすよう要求する権利であり、義務として性交義務がある。シャリーアは既婚女性に夫との性交を拒否する権利を与えておらず[Muhammad 1997a: 67]、女性の性的自己決定権を保護していない。また家事労働および出産はシャリーア上妻の義務とはみなされていない。

その他、妻には一定期間夫が妻を遺棄し性交渉を持たない場合や、夫が不能の場合等に限り、離婚請求権がある。シャリーアは快楽としての性を容認し、それを享受する権利を男女共に認めている[Muhammad 1997a: 67]<sup>7)</sup>。また、婚姻の効果として、姦通を犯す危険性の回避が挙げられている[Muhammad 1997a: 6-7]。

これらの規定から、シャリーアは婚姻を「性交から得られる快楽と婚資が対価関係に立つ一種の有償契約」[柳橋 2001: 12] とみなしていると考えられる<sup>8)</sup>。婚姻によって法が保護しようとしているのは端的に言えば夫の性交権と妻の扶養請求権、そして性交の合法化による姦通罪の不適用である。

シャリーアでは婚姻によってのみ性交が合法化され、婚姻外の性交渉は姦通（ジナー）として処罰の対象となる。シャリーアは姦通を厳禁し、ハッド刑（コーランに定められた刑罰。ハッド刑は強行規定で、人間による減刑はできない。姦通、姦通中傷、飲酒、窃盗、追剥の諸罪に適用される。[Encyclopaedia of Islam 1999]) を科している。歴史的には姦通罪はカーディー（シャリーアに基づく裁判官）が執行する刑のひとつ[柳橋 2002: 102] であった（未婚者は鞭打ち 80 回、既婚者は鞭打ち 100 回もしくは石打刑 [石打による死罪、学派によっては加えて一年間の追放刑] [Muhammad 1997: 213-222])。

姦通の禁止はシャリーアの法源であるコーランやハディース（預言者ムハンマドの言行録）で言及されており [al-Qur'an 夜の旅の章 32 節 天啓の章 68-69 節等] [Bukhārī 刑罰の書]、強い法的根拠を持つ規定である。法学書は以下のように述べる。

「姦通は禁止行為であり、大罪で、罪の中でも最も罪深い。ウラマーたちはその罪を減刑することはできないという意見で一致している。そのため、姦通のハッド刑は、ハッド刑のなかでも最も厳しい。そ

れは姦通が名誉と血統に対する重罪であるからである。(中略)姦通のハッド刑は神の権利に属し、減免する権利も神に属する。すなわちその権利は社会に属する。それは姦通の結果、家族や血統、社会の秩序が攻撃されるからである」[Wahbah 1997: 5345]<sup>9)</sup>。

以上から、姦通罪の法益は個人の性的自己決定権や財産権ではなく、血統および名誉の保全、つまりイスラーム共同体の秩序維持であると考えられる。イブン・ルシュドは、姦通を防ぐ目的のために女性を婚姻させる権利が後見人にあるとしている [柳橋 2001: 62-63]。これは性的に成熟した女性が独身であると姦通を犯す危険が高まるために設けられた規定である。女性の性欲の存在が法の前提になっていること、姦通の抑止が後見人による婚姻強制の理由となっていることがわかる。ここからも、性的自己決定権よりも、姦通の防止が法的に重視されていることがわかる。

以上のことから、シャリーアは社会秩序に背いた性交渉を厳罰に処す一方で、婚姻を奨励し婚姻内の性を容認することによって、快楽としての性の社会秩序に従った分配を目指していると考えられる。

その他のジェンダー規範について概観する。同性愛は婚姻外の性交渉であり、姦通とみなされる [Muhammad 1999: 282]。服装も男女ともに人目にさらしてはいけない部位が定められており、その規定にはジェンダー差がある。異性装はシャリーアで禁止されており、その法源はハディースに求められる [Bukhārī 衣類の書 62 節]。シャリーアでは、性的指向や服装等、近代法では自己決定権に服するとされる事柄が、法的規制の対象とされている。

ジェンダーやセクシュアリティの法による管理と、シャリーアおよびファトワーという形での管理の明文化が、シャリーアの持つ特徴である。管理は、姦通というイスラーム共同体の秩序をみだす犯罪の防止を主な目的として行われている。

ところで、女性の身体的魅力や性的魅力、誘惑を表すアラビア語はフィットナ (fitna) という。この単語は同時に（共同体内部で起こる）内乱、騒乱、暴動等の意味をも持ち、年代記などで頻りに用いられている [Encyclopaedia of Islam 1999]。女性の誘惑と暴動が同じ語で表されるという事実は、性的魅力が共同体の秩序を乱す要因とみなされていること

を示していると考えられる<sup>10)</sup>。

シャリーアを国家制定法として採用する際に、条項を付け加える場合がある。例えば後見人がその権利を強制的に裁判官によって失効させられる場合として、エジプト民法は以下の要件を定めている。「①後見人が、強姦、猥褻または被後見人の一人が被害者であるときに売春に対する法律違反を犯し、刑罰に処せられたこと。(中略) ③ 売春取締法に違反したために後見人が幾度か刑罰に処せられたこと」(1952年デクレロア118号2条、3条 [埴1999: 40])。以上から、エジプト民法が後見人による性的虐待等の可能性を視野に入れ、被後見人の保護を図っていることがわかる。

シャリーアの法解釈では、男性にはフィトナはないとされ、フィトナは女性のみが備える特性だとされているが、それ以外の法的制裁や刑罰の重さにおけるジェンダー差はない。しかし、現行のエジプト民法の姦通罪の規定には明らかなジェンダー差がある。「妻の姦通は、不倫行為が婚姻生活中になされたときは、刑法上の制裁をうける。これに反して、取消不能の棄妻または夫の死亡後の待婚期間中に生じた性的行為は処罰されない。刑法典274条により定められた(妻の姦通に)対する刑罰は、夫よりの申し立てに基づいて2年以下の懲役とされている。夫の姦通についての罰はあまり厳しくなく、不倫行為が婚姻住居においてなされたことを条件として、6月以下の懲役である」[埴1999: 61]

エジプト民法では、姦通罪に対する罰則の執行が制限され、ジェンダー差が組み込まれていることがわかる。シャリーアを国家制定法に組み込む過程で姦通罪の適用範囲を狭め、申し立て資格を持つ者を限定したこと等により、姦通罪は強制可能性を一部喪失し、法の持つ意味および保護法益を変容させている。ここでの姦通罪の規定は、夫および妻(主として夫)の性的独占権を保護法益<sup>11)</sup>としていると考えられる。

### 3. 紛争のトピックとしてのセクシュアリティ、ジェンダー

シャリーアが生活の細部にわたる規定であるために、ファトワのカヴァーする領域は結婚、離婚、遺産相続、売買、被服、宗教生活など多岐にわたり、日常生活上のほぼ全てに関連している。そのためウラ

マー(イスラーム法学者)によせられる質問も多岐にわたるが、特にジェンダー関係の質問が多いのは特筆に値する。

主要な資料であるMuḥammad Bakr Ismā'īlのファトワ集の相談内容別の内訳は、総数331件のうちで売買(利子、税金、遺産相続)122件(36.9%)、喜捨(ザカート)8件(2.4%)、ジェンダー関係108件(32.6%) (結婚および結婚生活59件、婚約11件、離婚14件、リプロダクティブ・子育て13件、その他11件)、医療44件(13.3%) (うちジェンダー関係15件)、裁判手続き49件(14.8%)となっている。医療に分類されるファトワの中の、処女膜再生等ジェンダー関係のファトワも含めると、ジェンダー関係のファトワは非常に多く、全体の37.2%を占める。

以下ではジェンダー関係のファトワ108件を分析する。そこで何が問題となっており、何故それらが問題とされるかの分析は彼らの法意識を理解するうえで重要である。シャリーアの法規定の適用を分析することによって、理念としてのシャリーアが実際にどう受け止められ生きられているのか、を把握することが可能である。

ここでは非常に特徴的かつ示唆的なファトワ群2つの分析をする。一つ目のファトワ群は主に質問者自身の振舞いに関するファトワ、二つ目のファトワ群は他人の振舞いに関するファトワである。

#### 3-1 ジェンダー規範：いかに振舞うべきか

「男性からの質問：私は弁護士です。依頼人の秘密を守るため、依頼人と私の事務所で二人きりになって話を聞きます。問題は依頼人が女性の場合です。私はどうすればよいのでしょうか。女性と二人きりになるのは禁止行為です。しかし私の事務所は狭く、もし扉を開けておいたら、言葉が外に漏れ、内容が外に座っている人々に知れてしまいます。私はおかげさまで分別も慎重さも持ち合わせているのですが、痛くもない腹を探られ、疑われるのを避けたいと思っています。どうしたらよいのでしょうか？」

回答：(中略) あなたの仕事上の責務についてだが、私はもし扉を閉じなければ依頼人の秘密を保持できないような状態なら、その依頼を受けないよう勧めます。依頼人と二人きりになる必然性はないか



らです。依頼人に、あなたの事務所ではない会合の場所を指定するよう求めるか、秘密を保持できる男性か女性を連れてきて同席してもらうよう要求しないか」[Muhammad 1999: 459-460]

「質問：子供を取り上げる人について、妻と私は異なった考えを持っています。私は男性の医者の方が、女性の医者より決断力があり、いざというときに迷わず決めてくれるので良いと主張したのですが、彼女は女性が夫以外の人にアウラ（引用者注：親族以外の異性に見せてはいけないとされる身体の部位。この場合は陰部）を見せるのは禁止行為だと言い、男性の医者に行くことを拒否しました。結局女性のムスリムの医者に取り上げてもらうことにしましたが、難産で女性医では手におえなくなり、女性医は男性医に援護を求めました。妻は余りの痛みのために男性医の診察に応じました。彼女は自分が大きな罪を犯したと感じています。出産後体調が戻った後、それについてウラマーにきいてみるよ、と私は妻に言いました。これについてシャリーアはどう定めていますか？」[Muhammad 1999: 287]

最初のファトワーの回答は、仕事の必要や社会生活の利便性よりも、異性が二人きりになってはならないという規範の遵守を優先している。社会的規範の順序として、ジェンダー規範は職場の規範や上下関係規範など他の規範よりも優先順位が高く、強い拘束力を持つことがここからわかる。緊急時にやむをえずジェンダー規範を破った女性が罪悪感を感じるケースは、人々が規範の中でも特に、ジェンダー規範を遵守するよう社会化されていることを示唆する。

回答は必要な場合は禁止は解除されるとし、この場合の規範逸脱を容認している。仕事上の利便性が必要な場合とされないことに注目したい。男女が二人きりになることの禁止はしばしばファトワーの中で言及されている。これは、質問者がこの規範について知識を持っていること、この規範が人々の行動基準になっていることのあらわれである<sup>12)</sup>。

「質問：婚約者と二人きりで話すのは禁止事項だと知ってはいるが、お互いにもっと知り合うために監視されないで話したい。もちろんそれ以上は望まない。電話はいい方法だが、時々礼儀に反する形でお互いの愛情を伝えてしまう。電話で愛を語ることに、宗教上の見解を教えてください。

回答：電話をするのは構わない。しかし紳士的に話すこと。諺は、火と油を一緒にしてはいけない、と言う（後略）」[Muhammad 1999: 196-197]。

「質問：家に時々夫の兄弟が来る。彼の前で頭と顔を隠さなければならないか？ また、彼と座って適切な話をすることはできるか？

回答：夫の兄弟はマフラム（結婚できない親族）ではなく、他人なので彼の前で頭を見せることはできない。しかし前出のように顔半分は出しているでもいい。彼と二人きりになることはできないが、公共の場所で話すことは可能である。兄弟の家を訪れてその妻と話すのは他の女性と話すよりも容易で、恥づかしくないための行動であるが、そのような権利は彼にはないことを知らなければならない」[Muhammad 1999: 317]。

「質問：婚約者に顔を見せた。次の訪問時も彼は顔を見ることを望み、彼が来る時はニカーブ（顔全体を覆うタイプの被り物）を取るよう求めたので、拒否した。彼は怒り、石頭だと私を非難した。私と彼とどちらが石頭か？

回答：婚約者には婚約者の顔と手、踝までの足（アウラではない部分）を見る権利がある。しかしそれ以上は不可能である。従って彼に対しニカーブを脱ぐのを許可するべきである。コーランに『神は容易な道を望み、困難を強くない』とある」[Muhammad 1999: 200-201]。

「若い男性が恥づかしがりながら質問：性生活のさい、行為の前に男性が注意すべきことは何ですか、また女性が注意することは？ またその後には？ 罪になる行動は何かありますか？」[Muhammad 1999: 268]。

「(家の状態を説明した後で)女性：家は狭く、1部屋しかないのでそこにまだ小さい子供と夫と私で寝起きしています。夫は性交渉をしたがりですが、子供がいるためそれを拒否してきました。他に相応しい場所はなく、昼間は暇が無いのです。夫は1ヶ月ほどご無沙汰なので怒っています。偉大なシェイフがおっしゃったように、私は大罪を犯しており、私は天使に、その状態が改善されるまで呪われ続けるのでしょうか？

回答：これは好ましくないがやむをえない。好ましくない行為（マクルーフ）である。子供が幼く、事情がわからないうちはよいが、子供が大きくなって、

マスターベーションをする年頃になったら、そのような子供の前で性交するのは禁止行為である。できれば部屋を分けるのがいい。(後略)」[Muhammad 1999: 279-280]

これらは社会的役割に関する質問と考えられる。男女二人きりになりうる範囲、性行為の方法、婚約者、夫、妻、義兄弟に対する振舞いなど、「ジェンダーが問題となる様々な社会的場面における、シャリーアが合法とする態度とは何か」に関する質問は非常に多い。性生活など極めて私的な質問があるのも注目に値する。それらの質問は具体的かつ詳細である。質問のこの分野への集中は、ジェンダー規範に対する人々の関心の高さと、ジェンダー規範遵守の難しさのあらわれである。例えば婚約者に対する振舞いに関する質問は、この問題に関して婚約者たちが望む精神的・肉体的距離と規範とのズレが生じやすく、紛争(特に心理的な葛藤)が生じやすいことを示唆している。またそれらの質問は、ジェンダー規範が社会的コミュニケーションに先立ってそのコミュニケーションを規定し、根底から支える規範であることを示唆する。

シャリーアが生活の細部にわたる詳細な規定を定めており、日常生活における全ての行為がシャリーアが定める行為の5範疇(1. 義務行為(ファルド)、2. 推奨される行為(マンドゥーブ)、3. 許容される行為(ムバーフ)、4. 好ましくない行為(マクルーフ)、5. 禁止行為(ハラーム))に分類されるために、人々はムスリムとして正しい生活を望む限りにおいて、個々のケースにおけるシャリーアの裁定を必要としている。特にジェンダー関係の質問が多いのは、ジェンダー規範が日常生活におけるコミュニケーションのあり方を規定し、規範からの逸脱には社会的制裁が科されるため、彼らにはジェンダー規範にふさわしい振舞いを常に意識する必要があるためである。

ジェンダー関係のファトワー108件のうち、社会的役割についての質問は60件あり、うちジェンダー規範についてが49件、セクシュアリティについてが11件あった(対象者の性別が判明したもののうち、女性の男性に対する振舞いについてが18件、男性の女性に対する振舞いについてが27件)。

セクシュアリティに関する質問は、① シャリーアが唯一合法とする婚姻内の性関係も、断食月の日

中や妻の生理時等、禁止される期間が定められていることと、② 性行為そのものが5範疇に分類されている(例えば肛門性交は禁止行為、性交時に全裸になることは好ましくない行為)のために、個々の性的行為についてのファトワーが必要とされていることを示唆する。シャリーアは婚姻と性を社会的規制の対象としている。しかし禁止行為を除けば、行為を実行するかどうかは基本的には本人の自由裁量であり、神の罰則を受けるのも本人自身である。社会的規範をどの程度、どのように守るかは、禁止行為を行わないかぎり自由である。従って、ある行為が5範疇のどこに分類されるのかは、ムスリムが行動を決める上で重要である。

信仰の程度によるが、シャリーアに従って生活したいと望む限りにおいて、彼らには性的な事柄をファトワーという法的な「ふるい」にかける必要があるのである。

また、シャリーアが定める妻の夫に対する義務の中に性交義務が含まれていることが広い了解事項であるために、性的な問題が宗教的な問題となり、心理的葛藤の原因になる場合があることが最後のファトワーからわかる。

### 3-2 共同体：姦通告発と姦通中傷

「質問(回答者による要約): 彼女は夫と離婚したあと、別の男性と3回の生理を待つことなく結婚した。婚姻契約書を書く役人の質問には、3回の生理はきたと回答した。実際には前夫と離婚して65日目に婚姻契約を結び、直後に床入りした。近所の男性が彼女にその結婚は無効だと言った。彼の言うことは本当か。もしそうならどうすればいいか。(引用者注: シャリーアは離婚後の待婚期間(イッダ)を、生別で閉経していない女性の場合は3回の生理がくるまでと定めている。床入りの有無が問題になるのは性交がなされたかどうかで待婚期間が異なるためと、床入りが婚姻契約履行の要件であるため)

回答: 結婚は無効なので二人を別れさせよ。彼女の最初の夫の分の待婚期間と、無効になった次の男性の分の待婚期間が終了したら、結婚してもよい。しかしその場合は婚姻契約と婚資を新規に整えなければならない。マーリク派だけは見解を異にしている」[Muhammad 1999: 206]。

「医者質問: 私の元に夫婦が来て妊娠検査をし



ました。妻は妊娠していましたが、私がかねてから夫は不妊であると診断していました。夫にこのことを伝え、おそらくその妊娠は夫以外の男性によるものだと言ってもいいものではないでしょうか？

回答：それを夫に伝える権利は医者にはない。もしそうした場合はその医者は80回の鞭打ちを覚悟しなければならない（引用者注：80回の鞭打ちは姦通中傷に対する刑罰）。コーランは『評判に傷がついていない人妻を中傷したにもかかわらず、証人を4人挙げるができない者には80回の鞭打ち刑を科す。以降このような者の証言は一切無効とする（光の章4節）』と述べている。この医者は、その女性が男性と姦通した場面を目撃し、その日時と場所、彼女のその時の態度を証言できる4人の証人を集められるのか？ それらの証人たちは、マスカラ入れの容器にその筆が入っているように、男性の性器が女性の性器に挿入されていた所を見たのか？ 以上が、ウラマーたちが法学書で述べている姦通が成立する要件である。4人の証人を集められない場合は、医者はその秘密を保持しなければならない（後略）[Muhammad 1999: 366-367]。

シャリーアが無効な婚姻や姦通の申し立てを当事者以外にも許していることに留意する必要がある。シャリーアでは曖昧性を持つ婚姻<sup>13)</sup>を除き、無効な婚姻は姦通罪にあたる。姦通罪に関してはムスリム全てにそれを防止する義務があるとされているため、その婚姻に直接の利害関係を持たない第三者も結婚に異議を唱えることができるという法構造に注目したい。このムスリムの義務についてファトワーは以下のように述べている。このファトワーについては4章で詳述する。

「もし良くない事を見聞きしたり、近所の女性や子供を守らなければならない必要があるときには、(詮索の) 禁止は意味をなさない。その場合は、近所の人々は積極的にその問題に入り込み、より悪い状況や大変な状況を避けるために努力しなければならない。(中略)しかし間違っても、身持ちのいい女性に悪いレッテルを貼り、彼女を苦境に陥れるようなことがあってはならない。一度貼られてしまったレッテルを撤回するのは難しいからである。いと高い神は言う『醜聞が信徒の間に広まるのを見て喜んでような者どもは、苦しい罰を蒙ることになる』<sup>14)</sup> (光の章19節)」[Muhammad 1999: 339]。

以上から、姦通を防ぎ、違法な関係を予防するムスリムの義務が広く認識されていることと、義務遵守が一定の要件を満たす場合に要求されていることがわかる。シャリーアがジェンダーやセクシュアリティに関する振舞いを規定しているため、それらは法的問題となる。ジェンダーやセクシュアリティはエジプトの人々の法意識においては私的な問題ではなく、姦通を防ぐため相互監視し、法的に議論されるべき公的な問題と位置づけられている。従って、特にセクシュアリティの管理・保護については、個人のリプロダクティブ・ライツではなく、イスラーム共同体の秩序維持が法益と見なされていると考えられる。

ジェンダー関係のファトワーの中で、第三者である監視者によって、シャリーアのジェンダー規範に背く関係性に対するクレームがなされうような状況に関する質問は50件と多い。これはこのようなクレームが比較的普通のことであり、ジェンダーに関する紛争が日常的に生じていることを示唆している。こうしたジェンダーに関わる、特にセクシュアリティに関わるクレームは、クレームされた側に甚大な被害を与えうることがファトワーからわかる。この被害に自覚的であるからこそ、ジェンダー規範を遵守するための、3-1で取り上げたファトワー群によって、自己の振舞いを絶えずチェックする必要があると考えられる。

クレームする側にとっては、シャリーアに照らしてそれが正当な行為であるかが問題となる。シャリーアは姦通中傷を重罪とし、ハッド刑を科しているからである。医者に出されたファトワーは、この場合は姦通の申し立てをするのは違法であり、姦通中傷罪で罰せられるとしている。クレームも一定の条件を満たす方法でなされなければならない、クレームする側にも葛藤があるようである。クレームする側の動機については4章で詳述する。

実際には、シャリーアの姦通罪の成立要件が厳しいため、姦通罪の成立は自己申告以外は極めて難しい。また姦通罪のハッド刑は国家による強制可能性を喪失しており、実際の法運用場面でハッド刑を科されることはない。それにもかかわらず、姦通を中心とするジェンダー規範に関するクレームが多くなされていることは注目に値する。ジェンダー規

範に関しては、人々はシャリーアの規定を重視し、その遵守を要請している。ここから実際の制定法の規定および法運用と人々の法意識にずれが生じていることがわかる。

また、姦通に関するクレームをする際の規準は明らかにシャリーアの定める規定よりも甘く、姦通中傷は比較的容易になされる傾向がある。これは、実際の適用においてはシャリーアの定める成立条件は問題ではなく、姦通を推定される条件が揃えば、それだけでクレームしうる、と人々が認識していることを示唆している。姦通に関しては、シャリーアよりも一歩踏み込んだ解釈が一般化しているのである。

以上から、姦通を防ぐムスリムとしての義務が法意識として人々に共有されていること、性的な事柄については相互監視・管理が厳しくなされること、姦通中傷が容易になされがちであること、ジェンダー規範に関するクレームはクレームされた側に甚大な被害を与えることがわかる。姦通を共同体の秩序を乱す犯罪と捉え、誰もが告発できる犯罪とした結果、シャリーアは悪意を持つ第三者が姦通中傷をする危険性を排除できなくなった。シャリーアは姦通中傷にもハッド刑を科すことでこの問題を解決しようとした[コーラン光の章24節]が、それでも姦通中傷をされた側の名誉の問題は残る。これはシャリーアの法構造が持つ限界であると考えられる<sup>15)</sup>。

シャリーアの姦通罪にはジェンダー差がないが、エジプト刑法の姦通罪にはジェンダー差があることは前述した。共同体や家族成員等による私的制裁においてはよりその傾向が顕著であり、父親や親族によって女性が殺される場合もある[Muhammad 1999: 257, 284, 380]。共同体によって個人に科される罪には顕著なジェンダー差があり、管理は女性に対してより厳しくなされている。

#### 4. 公平感：規範と現実のはざま

ジェンダー規範は性交渉を禁止されている未婚の若年層に、より強いストレスを与えている。性行為を合法化する唯一の手段は婚姻だが、都市部では婚姻が非常に難しい。エジプト女性の初婚年齢は1969年には19.8歳だったが、2000年には23.3歳になった。2000年のカイロの女性初婚年齢は25.7歳、アレ

キサンドリアのそれは26.9歳であり[UN 2001: 148]、特に都市部で晩婚化が進んでいる。失業率は都市部で7.0%だが、都市部の15-29歳の失業率は19.7%であり、特に若い世代が就職難であることがわかる[UN 2001: 157]。

慣行として、婚姻にあたって夫は住居(持ち家が望ましい)、結婚諸費用、婚資、シャブカ(婚約の際に贈る貴金属)、結婚後の生活費を用意しなければならない[Muhammad 1999: 185-187, 201-202, 206-208, 210-212]。妻側は家具等新居の動産の半分と婚約式の費用を負担する[Muhammad 1999: 208-210]。人口増加や農村部からの人口流入(都市部の人口は全人口の42.6%(96年)、1986-96年の都市部の人口成長率は一年で1.8%[UN 2001: 159])による都市部の住宅難、高失業率、賃金格差の拡大等により、婚資を貯められない若者が多く、結婚は通常資産が蓄えられるまで5-6年延期される[Shahine 1999, <http://weekly.ahram.>] [Tadros 1999, <http://weekly.ahram.>] [Geday 2001: 107]。経済的な理由による破談等のトラブルも多く発生している[Muhammad 1999: 208-213]。主として経済的な問題から、結婚難が社会問題になっている。このような状況下でジェンダー規範と現実の間にどんな問題が起きているのかを、若年層の民法上無効な婚姻、ウルフイー婚と、クレームする側の動機という2つの側面から分析する。

#### 4-1 ウルフイー婚：規範のはざままで

ウルフイー婚はエジプト民法とシャリーアの規定のずれを利用した、民法上は無効だがシャリーアの規定上は合法的な婚姻である。ウルフイーとは語根(ʿ, r, f)の派生形で、「私的な」「慣習的な」を意味する。エジプト民法は基本的にはシャリーアに依拠しているが届出婚制度を取っており、ムスリムの婚姻要件を1. 二人のムスリムの証人の立会い、2. 公証人の前での婚姻証書の作成、3. 法定の障害がないこととしている[Ahmad 2000: 1457-1472]。民法では婚資は必要要件ではない。婚姻登録を行わないウルフイー婚は民法上無効である。

ウルフイー婚はハナフィー派のシャリーア解釈に基づく婚姻で、ハナフィー派が定める婚姻要件、1. ムスリムの証人の立会い、2. 婚資<sup>16)</sup>を全て満たしている<sup>17)</sup>。しかし婚姻の事実は家族にも伏せられ、婚



姻は秘密裏に行われる。同居は通常行わない。ウルフィー婚は都市の大学生の間で盛んであり、1990年代から問題になっている。男女共学の大学が多く、大学が比較的親や地域共同体の管理から自由な場であることが、大学での恋愛とウルフィー婚を増加させる要因となっているようである [al-Jumyālī 1999: 259-260]。恋愛をしたが、婚資の不足、職や家を持たないこと等が障害となり、親から結婚を反対されたカップル等がウルフィー婚を選ぶ。婚姻証書を作る場合は、それをかなりの割合で夫が持っている [Tadros 1999, <http://weekly.ahram.>]。婚姻証書の不所持は婚姻の事実を証明する書類の不備を意味し、裁判になった場合、女性に不利な結果をもたらす。

「質問：かつてウルフィー婚で結婚した。婚資も証人もそろった結婚だったが、私の家族がそれを知らないまま、夫は私を離婚した。その後私に求婚する男性が現れた。彼は私が結婚していたことを知らないで、私を処女だと思っている。本当のことを彼にはとても言えない。彼が私との結婚を拒否することも、家族がウルフィー婚のことを知って私を、具体的にどういう方法でかはわからないが、ひどく罰することも、親戚などにそれが知れてひどく恥をかくことも、全てが恐ろしいからである。(中略) 処女膜再生手術を受けてもいいものか、またウルフィー婚は正式な結婚なのか、手術をする医者は罪に問われるのか? (後略)

回答：(中略)ウルフィー婚は無効である。結婚には必ず後見人の許可が必要である。後見人とは親または男兄弟、おじなどで、これにはイジュマー (引用者注：ウラマーたちの法的判断の一致)がある。また結婚には、将来にわたって継続させる意思が必須であり、これがない結婚はムトア婚(引用者注：シーア派の12イマーム派が認める、終期を定める一時婚)と変わらない。ムトア婚はシャリーアで禁じられている。ハナフィー派は後見人の許可なしでの結婚を合法としているが<sup>18)</sup>、将来にわたって結婚生活を続ける意思のない結婚を合法とはしていないので、ウルフィー婚はハナフィー派でも違法である。(中略)その手術をしてはならない。問題の解決法は、起きたことを簡潔に婚約者に打ち明けることである。彼はおそらくあなたとの結婚を承諾するだろう。正直であることがもっとも大切で尊いことである。

神に祈り、助けを請いなさい」 [Muḥammad 1999: 383-385]。

大学生のウルフィー婚は一時婚の性格が強く、離婚にいたるケースが多い。既述のように彼らはシャリーアの規範を遵守するよう社会化されているので、シャリーアに則った婚姻による性交渉の合法化は、彼らの精神的な負担や葛藤を軽減する役割を持っている。姦通は既述のようにムスリムにとっては神に対する罪であり、重罪なため、シャリーアの定めるジェンダー規範を守ることによって姦通罪を免れ、精神的な負担を軽減することは彼らにとって重要な意味を持っている。しかしウルフィー婚によっても世間の糾弾や制裁を免れることはできない。それは婚姻の告知による社会的承認と、婚姻の継続を求める共同体の規範に背いているためである。ここから、彼らが姦通罪を免れるという宗教的な理由から、ウルフィー婚を選択することがわかる。このような宗教婚の重視は、シャリーアに基づくジェンダー規範が若年層に支持されていることの表れである。彼らは社会規範としてのジェンダー規範とシャリーアに基づくジェンダー規範とのズレを利用し、シャリーアを支持することにより、共同体の監視からの「合法的」回避を目指していると考えられる。

ウルフィー婚の問題は、1. 権利義務を保証する制度が存在せず、紛争になった場合に権利を保護できないこと<sup>19)</sup>、2. 婚姻を社会に公表するというシャリーアおよび社会の規範に則っていないため、社会の秩序を乱すこと、3. 女性に特に不利であることである。このような問題の把握の仕方は多くのウラマーに共通している [Shahine 1999]。

ウルフィー婚がハナフィー派のシャリーア解釈上、正当な婚姻であることに異議を唱えるウラマーはいない。しかし実体法のレベルではなく、法運用のレベルでは、婚姻を継続する意思や婚姻の社会的承認等、社会規範が定める婚姻要件が揃っていないことを理由に、ウルフィー婚はシャリーアに照らしても非合法であるとの法解釈を採るウラマーが多い [al-Jumyālī 1999: 27]。

ウルフィー婚はエジプト民法上は無効(2000年法17条による限定的救済措置有)であり、かつ社会が定めるジェンダー規範を逸脱している。しかしながら、シャリーア解釈上はこの婚姻は合法である。従ってウルフィー婚は、広義の法同士の間隙をついた婚



姻形態であると考えられる。この問題に気付いたウラマーたちは、ウルフィー婚の実体法としての合法性を覆すことなく、社会秩序を乱し、社会規範に背くことを理由として、法運用においてウルフィー婚を非合法化することで問題に対処している。

#### 4-2 クレーミング：公平を求めて？

「男性からの質問：夫の不在時のみ彼女をしばしば訪ねる男性がいる。彼が彼女の正確に何にあたるのかは知らないが、一度ならず、何度も彼女の夫の不在時に、彼が彼女の家を訪ねるのを見た。時間はまちまちで、多くは午後、しかし夜遅くなることも稀だがある。そして長く家に留まっている。私は彼らの行動に疑いを持ち、情報を求め、また夫の留守に彼女を訪ねる件の男性が誰なのかを探った。そして私は、彼は彼女のマフラムではなく、彼女の友人であると知った。そのため、近所の者として私は嫉妬 (ghira) し、心をかき乱された感情を彼女に訴えた所、彼女は何もないと答えた。彼女は言った、『私たちはその男性を信頼しており、もし夫が彼が繰り返し家を訪れていることを知ったとしても、夫はその訪問を止めさせないでしょう』。しかし嫉妬が、その訪問を止めさせるため、そして夫の意見を聞くために、夫に事実を告げるよう、私をそそのかします。夫に言ってもいいでしょうか？ かつて私がその男を問いただし、訪問の目的を聞いた所、彼はそれは普通のことと何もないと言っています。

回答：質問者である同胞よ、あなたもおそらく知っているであろうが、覗き見は禁止行為である。他人のプライバシーを探るのは悪い慣習であって、宗教はそれを許してはいない。

しかし、近所の者がもし良くない事を見聞きしたり、近所の女性や子供を守らなければならない必要があるときには、その禁止は意味をなさない。その場合は、近所の人々は積極的にその問題に入り込み、より悪い状況や大変な状況を避けるために努力しなければならない。夫に黙っている必要はないが、夫に話す前により穏便な方法を取らなければならない。ハディースは『マフラムが同伴していないかぎり旅をしてはいけないし、男性と二人きりになってはいけない』『信心深い者は二人きりになってはならない。男性と女性が二人きりなとき、そこには悪魔が三人目としている』と伝える。夫に告げる前にそ

のような行為に及ばないように、これらのハディースも引用しながらあらゆる方法を用いてその男性を説得すること。またその女性も説得すること。但し喧嘩になったり関係を絶つことにならないような円満な方法で(中略)。常識の範囲内でいい事を行い、罪を犯さないように(後略)』[Muhammad 1999: 338-340]。

前述のように、社会の秩序が乱されるような場合には、他者のジェンダーやセクシュアリティに関する介入が義務付けられている。しかし、その義務を果たそうとする側の動機は必ずしも義務感だけではない。規範侵害に対する社会成員の反感や妬みが、クレーミングする側の動機のひとつであることがファトワーからうかがえる。この質問者の嫉妬の感情はねじれて複雑である。質問者は、シャリーアに照らして、女性に接する権利がない男性が近所の女性の家に入りこんでいるのを許せずにいる。

前述したが、エジプトではジェンダー規範はコミュニケーションのあり方を規定する基盤となる規範であり、その遵守を命じる社会的・宗教的圧力が非常に強い。特に都市部の独身の若年層は、性的な事柄に対するアクセスをジェンダー規範によって禁じられている。欲求不満や、正当な権利を持たないにもかかわらず、性的な事柄に接する機会を持つ他者に対する妬みや反感が、クレーミングの一因になっていると考えられる。規範遵守を強いる圧力と、規範遵守のために生じるストレスが強いので、規範をくぐり抜ける他者に対する反発が強いのである。

ファトワーを出すウラマーもそうした事情に配慮している。ウラマーは回答の冒頭でそのような興味関心自体が禁じられていることを指摘し、質問者の関心にやんわりと苦言を呈している。しかし、ウラマーは姦通防止のためであれば許されるとし、第三者による監視を排除していない。

結婚できず、シャリーアの定める規範に従っている人々(主に男性)は、規範を守っている自分が不遇なのにもかかわらず、規範を守っていない他者が性的な機会を持ち、かつ罰則を科されない現実を不公平と感じるようである。資産の有無によって結婚という合法的な関係を築けるかどうかが決まる社会に対する不公平感も強い[Muhammad 1999: 210]。彼らに、社会にあるべきはずの公平感が損なわれていると感じさせるのが、ジェンダーやセクシュアリ



ティに関する事柄である。

結婚できるまで何年かかるかわからないという閉塞感と不安、ウルフィー婚などの抜け道があることへの不満や不公平感、名誉概念などがクレームする側の背景としてある。

社会のあるべき姿からの逸脱を是正したいというムスリムとしての義務感と、そのような行為が姦通中傷にあたらぬかというためらい、不公平感や嫉妬心等の感情が複雑に彼らの中で絡み合っている。

このような葛藤の中で、ファトワーは、イスラームが定めるジェンダー規範に適った振舞い方を示す指針としての役割を担っていると同時に、イスラームの視点から話を聞き、指針を示し、時には彼らに共感することによって、公平感が損なわれていると感じる人々の不満を緩和する役割をも果たしている。

## 5. 結論

シャリーアのジェンダー規範は、夫と妻の相互の権利義務の履行、姦通の禁止等を定めている。これらの規範の法益は、快楽の社会秩序に従った分配と、姦通の防止によるイスラーム共同体の秩序維持（セクシュアリティの管理による血統の保全、相続の秩序、名誉の維持等）である。ジェンダーやセクシュアリティの法による管理と、その明文化がシャリーアの特徴である。

管理は、姦通罪が直接の利害関係のない第三者によって告発できる犯罪とされていることからわかるように、社会成員全員によってなされることが想定されており、第三者による悪意の告発を防ぐために姦通中傷罪が設けられている。

ファトワーを分析する限り、シャリーアが強制可能性を喪失したにもかかわらず、現代エジプトにおいてもシャリーアのジェンダー規範は拘束力を持っている。それはシャリーアが神の名に基づく法であるためと考えられる。ジェンダーやセクシュアリティはシャリーアの文脈にそって解釈される。その結果それらは公的な事柄と見なされ、共同体や家族等の監視・管理下に置かれる。

ジェンダー規範は、ジェンダー規範遵守を強いられる人々に強いストレスを与えており、このストレスは相互監視を強める原因になりうる。監督にはジェンダー差があり、とくに若い女性に対する監督

が厳しくなされる。シャリーアは姦通罪に性の二重規準を適用していないにもかかわらず、エジプト民法が定める罰則には性の二重規準が適用されているのはその例である。また、姦通等ジェンダー規範を逸脱した者に対する私的制裁にもジェンダー差があり、姦通中傷や誤ったレッテル貼りは特に女性に非常に深刻な打撃を与える。

姦通中傷はシャリーアの規定よりも容易になされる。それは、法適用においては姦通を推定される条件が揃えば姦通したとみなす人々の法意識と、姦通中傷に対する刑罰が強制可能性を喪失しており、悪意による姦通中傷に対する法的抑止力がないためであると考えられる。

そのため、人々は姦通中傷によって名誉を傷つけられ、甚大な被害を被るのを回避する必要を感じている。自分の振舞いがシャリーアに照らして合法かどうかを判断するためのファトワー群が必要とされるのはそのためである。

本稿では特に姦通罪に絞って論じたため、経済問題や婚姻内でのジェンダー等については分析を行わなかった。それについては別稿で改めて論じたい。

エジプトの人々は、神の名に基づく法規範シャリーアと、名誉概念等によって築かれている法文化に従い、かつそれに支えられて生きている。彼らのジェンダーにアプローチする際、彼らの法文化の持つ論理構造や意味世界の分析は欠かせない。特にジェンダーに関しては、オリエンタリズムやステロタイプな西洋中産階級フェミニズムのイスラームに対する態度を乗り越え、イスラーム的発想を理解した上で、彼らとの関係を構築する必要がある。

〈注〉

- 1) 神が啓示した真理であり、ムスリムが従うべき規定を指示する[Encyclopaedia of Islam]。理念的には神の意思の体系的な表現。法としては、プライマリールール[ハート 1976]にあたる行為規範。広義の法としての役割を持つが、生活規範や倫理規範、道徳規範等、我々が通常法の範囲に含めないものをも包摂している点に特徴がある。
- 2) ファトワーに関する主要な先行研究として、[Amin 2000: 32-64] [Masud (ed) 1996] [Tucker 1998] [小杉 1987: 27-86] [小杉 2002: 13-45]等がある。
- 3) 資料として [Muhammad 1999] を用いる。



- Muhammad Bakr Ismā'il 氏はアズハル大学卒、アズハル大学教授。著名なウラマーで著作も多く、現代エジプトを代表する法学者のひとり。本書は各界から集められた質問と、イスマール氏が答えて出したファトワーを集めたもので、主に日常生活で起こるさまざまな出来事に関するシャリーアの裁定を知りたいというニーズに応えた内容となっている。内容の豊富さ、著者の知名度、質問のほぼ完全な形での収録、この3点が、この本を分析対象に選んだ主な理由である。
- 4) スンナ派の4法学派のうちの一つ。他はシャフィイー派、マーリク派、ハンバル派。
  - 5) しかし国家の法システムは、慣行やシャリーアの影響を受けているものの、基本的には移植法に依拠している。シャリーアとファトワー、およびシャリーアと制定法との関係の詳細については拙稿 [嶺崎 2003] を参照。
  - 6) ハートのプライマリールールとセカンダリールールという概念によった [ハート 1976]。
  - 7) しかしその程度にはジェンダー差がある。一夫多妻の容認や妻の推奨される断食を禁止する権利という形で、夫は性的権利をより保護されている。
  - 8) 性的権利の保護に関するジェンダー差は、夫の性的権利は一義的権利であるのに対し、妻のそれは副次的権利であることによると考えられる。
  - 9) シャリーアは刑罰を神の権利と人間の権利に分け、神の命に背いた犯罪に刑罰を科すのは神の権利であり、被害者またはその親族の要求があつて罰するのは人間の権利であると見なした [新イスラム事典 2002: 213]。
  - 10) メルニーシーも類似の指摘をしている [メルニーシー 1992]。
  - 11) 姦通の保護法益を配偶者の性的独占権とするのは日本の旧民法、ドイツ、フランス等の旧民法も同様である。
  - 12) 例えば、筆者がカイロ、モハンデシオン地区でホームステイをしていた 2001 年 1 月、平日に筆者とホームステイ先の父親 (48 歳) が家で二人きりになる機会があつた。前日に筆者は筆者の友人であるその家の娘 (21 歳) に、「明日あなたが家にいると、父親と二人きりになってしまう。それはハラームなので、どこでもいいから出かけて、家にいないようにしてほしい」と頼まれた。
  - 13) 曖昧性を持つ婚姻の詳細については [柳橋 2001: 159-177] 参照。
  - 14) コーランの訳は [井筒 1964: 192] によった。
  - 15) コーラン光の章 24 節は、ムハンマドの愛妻アーイシャに姦通中傷がなされた時の啓示である。アーイシャはこの中傷を信じて自分を批難した 4 代カリフのアリーを恨んでいたとされる。これは、ムハンマドの時代からこのような法構造が問題になっていたことを示唆する例で、興味深い。
  - 16) 法定の障害がないことは前提されている。ハナフィー派以外の学派は婚姻必要要件を 1. 二人のムスリムの証人の立会い、2. 女性の後見人の関与、3. 婚資であると定めている。ハナフィー派は、成年に達しており責任能力のある女性は、後見人によらず自らの婚姻契約を結ぶことができるとする [Muhammad 1999: 184]。4 法学派の説は全てシャリーア解釈上合法となるという合意が学派間にあるため、ハナフィー派の説はシャリーア解釈として正当である。
  - 17) ハナフィー派以外の学派は後見人の同意のない婚姻を認めていない。
  - 18) しかしハナフィー派も、ワリーを立てて婚姻契約を行うよう強く推奨している [Wahbah 1997: 6540]。
  - 19) かつては 1931 年のシャリーア裁判所規則第 99 条 4 項により、民法上無効な婚姻は訴訟として受理されなかった。この問題に対する対策として法改正が進められた結果、2000 年法 17 条により、婚姻を証明する書類が存在する場合に限り、裁判離婚又は婚姻の取消訴訟が受理されることとなった [松村 2001] [Geday 2001]。シャリーア上も民法上も、男性は離婚権を有しており離婚にあつて裁判を行う必要がない。そのためこれは女性の権利保護を法益として制定された法律である。この法律によって、限定的ではあるが、ウルフィー婚を行った女性を法的に救済する道が開かれた。

#### 〈参考文献〉

- Aḥmad al-Janrī 2000 *Mabādī al-Qaḍā fī al-Aḥwāl al-Shakhsiya*, vol. 1-6, Dār al-Kutub al-Qānūniya
- Abu 'Abbās 2000 *Saḥīḥ al-Bukhārī*, Dār al-Fikr
- al-Jumyālī 1999 *Fatāwā al-Sha'arāwī*, Dār al-Fatḥa
- al-Mernisi, F. 1992 *La peur-modernité: le conflit islam démocratie*, Addison-Wesley Publishing Company (メルニーシー、F. 2000 『イスラームと民主主義』平凡社)
- Amin, S.H. 2000 *An Islamic Approach to Dispute Resolution: Use of Fatwa as an Alternative Method*, *Islamic University*: pp 32-64
- Ayoub-Geday, Paul (ed) 2001 *Egypt Almanac 2001*, Egypto-file Ltd.
- H.L.A. Hart 1961 *The Concept of Law*, Oxford University Press (ハート、H. 1976 『法の概念』みすず書房)
- 塙 陽子 1999 『イスラーム家族法(研究と資料) 2 エジプト・レバノン・シリア・トルコ 付イスラエル』信山社出版
- 井筒俊彦 1964 『コーラン』岩波文庫
- 小杉 泰 1987 「現代イスラームにおける宗教勢力と政治的対立」片倉もとこ編 『人々のイスラーム—その学際的研究』日本放送出版協会: pp. 27-86
- 小杉 泰 2002 「イスラーム人生相談所」大塚和夫編 『現代アラブ・ムスリム世界—地中海とサハラ



- のはざまで』世界思想社：pp. 13-45
- Masud, Muhammad Khalid (ed) 1996 *Islamic Legal Interpretation*, Harvard University Press
- 松村明 2001 「エジプト・アラブ共和国におけるムスリム身分関係法の新たな展開—2000年法律第一号(1)」『比較法雑誌』117：pp.101-121
- 嶺崎寛子 2003 「多元的法秩序としてのシャリーアとファトワー：現代エジプトを事例として」『日本中東学会年報』18-1：pp. 1-31
- Muhammad Bakr Ismā'il 1997a, b *al-Fiqh al-Wāḍih*, vol. 2, Dār al-Manār
- Muhammad Bakr Ismā'il 1999 *Bayna al-Sā'il wal-Faqih*, Dār al-Manār
- 日本イスラム協会他監修 2002 『新イスラム事典』平凡社
- Shahine G. 1999 Illegitimate, Illegal or just ill-advised?, *Al-Ahram Weekly*, 417: <http://weekly.ahram.org.eg/1999/431/lil.htm> 2002年11月
- Tadros M 1999 Secretly Yours, *Al-Ahram Weekly*, 431: <http://weekly.ahram.org.eg/1999/431/lil.htm> 2002年11月
- Tucker, Judith E. 1998 *In The House of The Law*, The American University in Cairo Press
- Tyan, E. 1999 *Encyclopaedia of Islam CD-ROM Edition v. 1.0*, Koninklijke Brill
- UN 2001 *EGYPT Human Development Report 2000/2001*, The Institute of National Planning
- Wahbah al-Zuḥayli 1997 *al-Fiqh al-Islāmī wa-Adilatuh*, vol. 1-11, Dār al-Fikr
- 柳橋博之 2001 『イスラーム家族法』創文社
- 柳橋博之他 イスラーム地域研究「比較史の可能性」研究会 2002 『「比較史の可能性」研究会 活動の記録 2001年度』イスラーム地域研究

(みねさき・ひろこ お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)